



---

## 資料 1-1 自然共生サイト認定の運用開始について

---

2023年3月8日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を **「OECM」** として登録。

## 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域  
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト  
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

**OECM**として国際データベースに登録

「自然共生サイト」の対象となるのは、以下の例示のような場所のうち、

- 生物多様性の価値を有し、
- 企業、団体・個人、自治体による様々な取組により、
- (本来目的に関わらず) 生物多様性の保全が図られている

**区域**

例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、  
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、  
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、  
緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、  
ゴルフ場、スキー場、  
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、  
防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、  
水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、  
建物の屋上、  
試験・訓練のための草原・・・

## <令和5年度「前期」スケジュール（予定）>

**【申請受付】** 令和5年4月3日から4月28日まで

**【事務局予備審査】** 令和5年5月～6月頃

**【有識者審査】** 令和5年7月～8月頃

**【第1期認定】** 令和5年8月頃

## <令和5年度「後期」スケジュール（予定）>

**【申請受付】** 令和5年8月・9月頃

**【事務局予備審査】** 令和5年9月～10月頃

**【有識者審査】** 令和5年11月～12月頃

**【第2期認定】** 令和5年12月頃

# 2023年中に100ヶ所以上を認定

【申請者】 ①土地所有者、②管理者、③代表者

【認定者】 環境大臣（認定証の送付、ロゴマーク使用許諾）

【認定基準】 次ページのとおり

## <認定後>

【更新】 5年ごと

【変更】 変更認定が必要（軽微な場合は届出）

【取り消し】 ①基準不適合 ②不正手段 ③辞退。

詳細は、資料1-2のとおり。

## 認定基準の作成経緯：

### 【令和2年度】

基準となりうる個別条件を有識者との議論を踏まえて整理

### 【令和3年度】

IUCNのOECEMに関するガイドラインやメソドロジーを参考にしながら認定基準（案）を作成し、OECEM検討会で議論

### 【令和4年度】

認定の「試行」を前期と後期に分けて実施し、認定基準（案）を修正し、OECEM検討会で議論

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンス・管理に関する基準（管理権限、管理措置）
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 管理による保全効果に関する基準（管理の有効性、モニタリングと評価）

## 「生物多様性の価値に関する基準」の内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に <b>生物多様性保全上の重要性が既に認められている</b> 場
	(2) <b>原生的</b> な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった <b>二次的</b> な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) <b>生態系サービス</b> を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった <b>地域の伝統文化</b> のために活用されている自然資源の場
種	(6) <b>希少な動植物種</b> が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	(7) <b>分布が限定</b> されている、 <b>特異な環境</b> へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <b>動物の生活史</b> にとって重要な場
	(9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 <b>緩衝機能や連結性</b> を高める機能を有する場